

「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」の概要

- 届出の対象となるのは発電出力の合計が10kW 以上の設備です。
※建築物の屋根等に設置するものは除きます。
- 届出の前に、町との事前協議や地域住民等への説明会の開催等が必要です。
- 行政区、水利組合等は、事業者に協定等の締結を求めるすることができます。
- 事業者は、町が必要と認める場合は、町と協定を締結しなければなりません。
- 施行日以前に設置した施設(設置工事中の施設を含む)についても、維持管理、廃止届、指導等の対象になります。

1 目的（第1条）

太陽光発電設備が良好な生活環境及び景観、豊かな自然環境並びに生物多様性に及ぼす影響に鑑み、当該設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域住民等の安全な生活及び自然環境の保全を図ることを目的とします。

2 事業者の責務（第5条）

関係法令等を遵守し、雨水等による災害の防止、生活環境等に十分配慮し、地域住民等と良好な関係を保たなければなりません。事故や苦情・紛争が生じたときは、その解決に当たらなければなりません。設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保していただきます。

3 抑制区域（第7条）

災害の防止、良好な自然環境等の保全又は地域との共生のため、特に配慮が必要と認められる区域を指定し、事業区域に含まないよう求めることができます。

4 事業計画標識の設置（第8条）

計画周知のため、事前協議を行う日の30日以上前から工事完了まで、事業区域内に標識を設置しなければなりません。内容に変更が生じた場合には、届出が必要です。

5 事前協議（第9条）

事業計画の届出を行う日の60日前までに町と協議が必要です。町は必要な指導又は助言を行うことができます。

6 説明会等の開催（第10条）

事業計画標識の設置後速やかに、地域住民等へ説明会等により周知しなければなりません。その結果を町に報告しなければなりません。説明会は理解が得られるまで複数回必要な場合もあります。

7 意見の申出（第11条）

地域住民等は、事業者に意見を申し出ることができます。事業者は、その内容を町に報告しなければなりません。

8 地域住民等との協議等（第12条）

事業者は、意見の申出があったときは、地域住民等と協議しなければなりません。また、その結果を町に報告しなければなりません。行政区、水利組合等は、協定等の締結を求めるすることができます。事業者は、求められたときは、協定等を締結し、書面の写しを事業計画の届出までに町に提出しなければなりません。

9 事業計画の届出（第13条）

工事着手の60日前までに、説明会の議事録等に関係図書を添えて届け出なければなりません。

10 協定の締結等（第14条）

事業者は、町が必要と認める場合は、事業計画の届出までに町と協定を締結しなければなりません。

11 適正な設置（第15条）

事業者は、適正な設置をしなければなりません。

12 工事完了の届出（第16条）

工事が完了したときは、届け出なければなりません。工事を中止したときも、同様です。

13 廃止の届出（第17条）

設備の廃止30日前までに届け出なければなりません。廃止完了後30日以内にも届け出が必要です。

14 地位の承継（第18条）

事業譲渡、相続、合併、分割等によりその地位を承継したものは、10日以内に届け出なければなりません。

15 事業者が所在不明になった場合等（第19条）

土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合は、土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければなりません。

16 適正な維持管理（第20条）

事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないよう、設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう適正な維持管理をしなければなりません。

17 標識の掲示（第21条）

土地の開発・造成工事等の着工日から、設備を撤去するまでの間、事業区域内に標識を掲示しなければなりません(FIT 標識で代替可能)。内容に変更が生じた場合にも、届出が必要です。

18 報告の徴収（第22条）

町は事業者に、報告又は資料の提出を求めることがあります。

19 立入調査等（第23条）

職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができます。

20 指導、助言及び勧告等（第24条）

事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。条例の規定に違反する場合は、勧告することができます。事業者は、その措置の状況を町に報告しなければなりません。

21 公表（第25条）

正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者の氏名、住所、勧告の内容を公表することができます。

22 国及び県への報告（第26条）

指導、助言、勧告を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告することができます。

23 附則

施行日以前に設置工事に着手、完了している事業にも、事業変更の届出、廃止の届出、地位承継の届出、適正な維持管理、標識の掲示、報告の徴収、立入調査等、指導、助言及び勧告等、公表、国及び県への報告の規定は適用になります。

※「小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」(10kW 以上対象)及び「小川町太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱」(50kW 以上対象)は廃止します。

この条例のほか、関係法令や国等のガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、改正再エネ特措法に規定する「認定の取消し」の措置が講じられることがあります。